

No. **265**号

2026 年（令和 8 年）
10 月 1 日発行

立協たより

（公社）東基連
立川労働基準協会支部

〒190-0012

立川市曙町1-21-1

いちご立川ビル2階

電話 042-512-5311

FAX 042-512-5473

発行者 長瀬 高志



仁和寺（世界遺産）光堂（国宝）（京都市右京区）

目

- 東京都最低賃金のお知らせ……………(2)
- 立川労働基準監督署・立川公共職業安定所からののお知らせ
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
……………(2)
- 製造業（特に食料品製造業）における
労働災害を防止してください！……………(3)
- 令和8年立川労働基準監督署労働災害発生状況（令
和8年7月末日現在）……………(5)
- 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ
最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化して
います……………(7)

次

- 多摩立川保健所からののお知らせ
レッツゴー！骨髄ドナー登録……………(8)
- 「立協たより」広報部員による
丸ごと1ページ責任編集～No.62～……………(9)
- 報告「労務・衛生講習会（全国労働衛生週間実施要
綱説明会）」……………(10)
- 令和8年度 安全衛生クイズ結果……………(10)
- 令和9年 新春賀詞交歓会のお知らせ……………(10)
- 編集後記……………(10)

東京都 最低賃金

令和8年
10月1日^{から}
時間額

1,280円

前年比
54^{UP}円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう

近隣各県における令和8年度地域別最低賃金改定の状況

県名	時間額（引き上げ額）	引上げ率	発効日
埼玉	1,196円（55円）	4.82%	令和8年10月1日
千葉	1,195円（55円）	4.82%	令和8年10月1日
神奈川	1,279円（54円）	4.40%	令和8年10月1日
山梨※	1,113（61円）	5.8%	令和8年11月1日

※山梨県は労働局長による未決定（R8.9.10）

立川労働基準監督署・立川公共職業安定所からのお知らせ

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

正社員、パート、アルバイトなど、年齢・勤務時間に関わらず、
1人でも雇っている場合はすぐに労働保険に加入してください！！

まだ加入手続きがお済みでない事業主の方は、管轄の労働基準監督署・公共職業安定所へ届出が必要です。ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

【加入に関する相談・問い合わせ】

立川労働基準監督署 労 災 課 電話：042－523－4474

立川公共職業安定所 雇用保険適用課 電話：042－525－8602

製造業（特に食料品製造業）における

労働災害を防止してください！

立川労働基準監督署管内の 製造業における労働災害が急増



製造業における休業4日以上労働災害件数

令和6年：75件

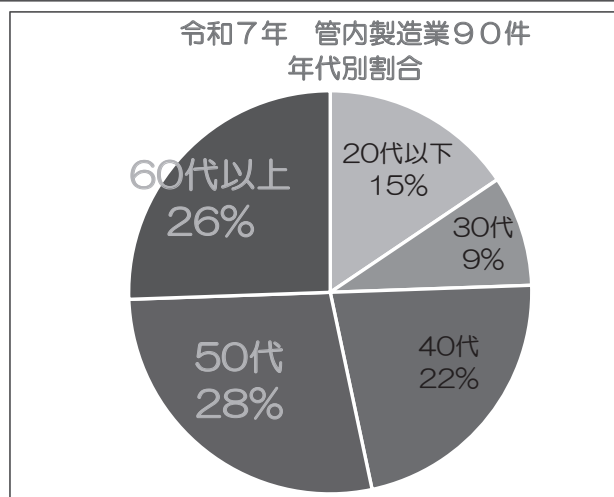
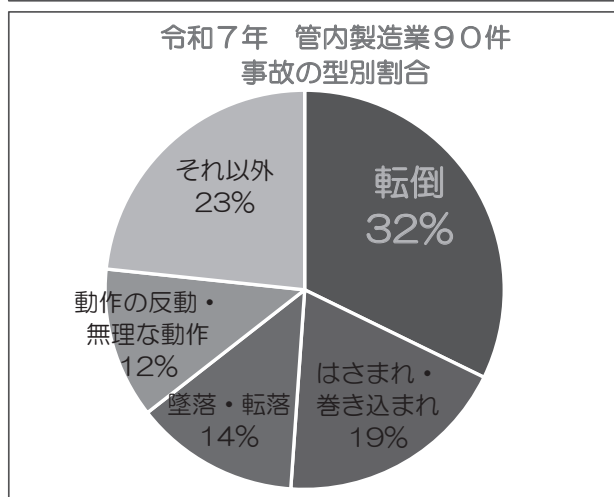
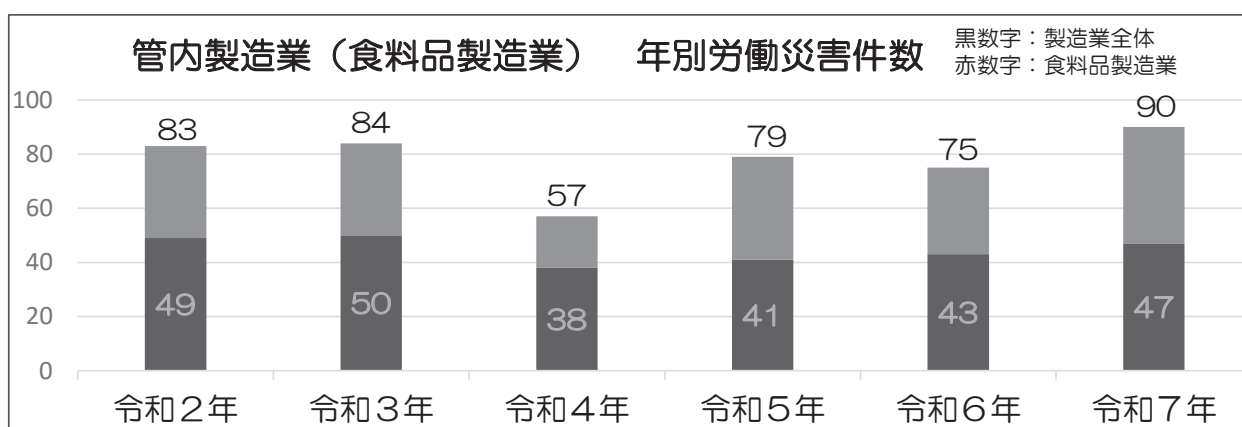
令和7年：90件



20%増加！

管内製造業の労働災害の特徴

- ・「食料品製造業」が多い（製造業全体の半数以上）
- ・「転倒」が多い
- ・「50代以上」が多い（50代と60代以上の合計で半数以上）



労働災害防止対策（転倒対策）

今すぐ
始めよう！

転倒災害防止の第一歩は、転倒原因の解消、すなわち設備・環境面での対策（ハード対策）をしっかりと講じることです。

●対策例 ①転倒原因の解消

- ・転倒の原因を作らない。
- ・発生したら
すぐに取り除く。
- ・取り除けない場合は
目立たせる。（見える化）



②作業環境に適した靴の選択

- ・床の材質、状況に適合する靴を履く。
濡れた床 → 水・油用耐滑靴
凍結した床 → 氷用耐滑靴
- ・靴底の減り具合をチェックする。



労働災害防止対策（高年齢者対策）

今すぐ
始めよう！

個人差はありますが、加齢によって身体機能（体力、筋力等）は低下していきます。一人一人の身体機能の状況を確認し、無理のない作業配置を行いましょう。また、身体機能の維持・向上を図り、ちょっとした負荷では負傷しない身体づくりをすることは、上記の転倒対策にもつながります（ソフト対策）。ソフト対策は高年齢者に限らず、全員で楽しみながら実施しましょう。

●対策例

動画やマニュアルが、インターネット上にいろいろあります。

①体力や転倒リスクのチェック

（現状の把握）



厚生労働省作成「転倒等リスク評価セルフチェック票」

②軽い運動の習慣化

（身体機能の維持・向上）



いきいき健康体操の動画

エイジフレンドリー指針

（高年齢者の労働災害防止のための指針）

高年齢者の特性を考慮し、高年齢者が安心して安全に働ける職場環境づくりと労働災害の防止に取り組むことを目的としたものです。令和8年4月1日から、この指針に基づく取組が事業者の努力義務となりました。職場環境の改善を支援する補助金制度もあります。

指針全文や関連リーフレットなどは、インターネットからご確認ください。

エイジフレンドリー指針

検索

立川労働基準監督署から 労働災害防止のアドバイス

【高年齢者対策の心得】 「たちかわ」の4ステップ

た：体力チェックで現状把握

ち：ちからに応じた作業の配置

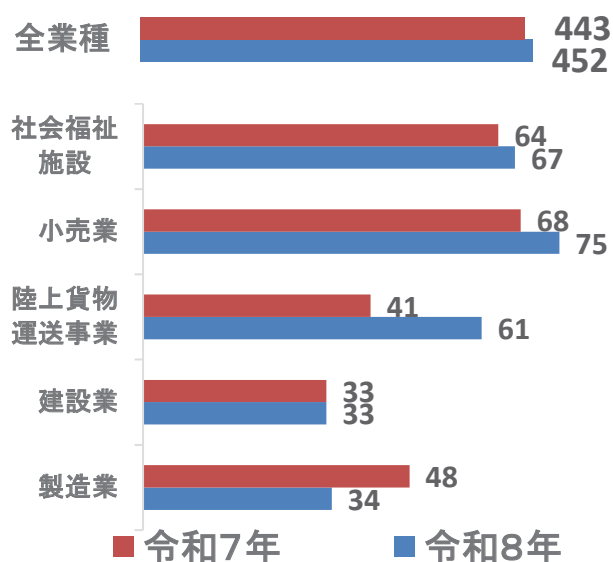
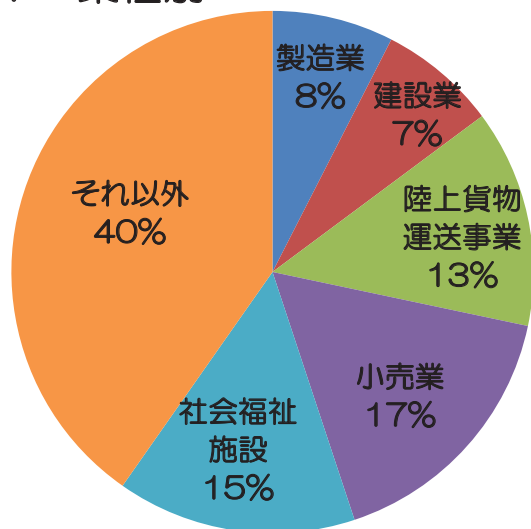
か：軽い運動の習慣化

わ：若い世代も一緒に



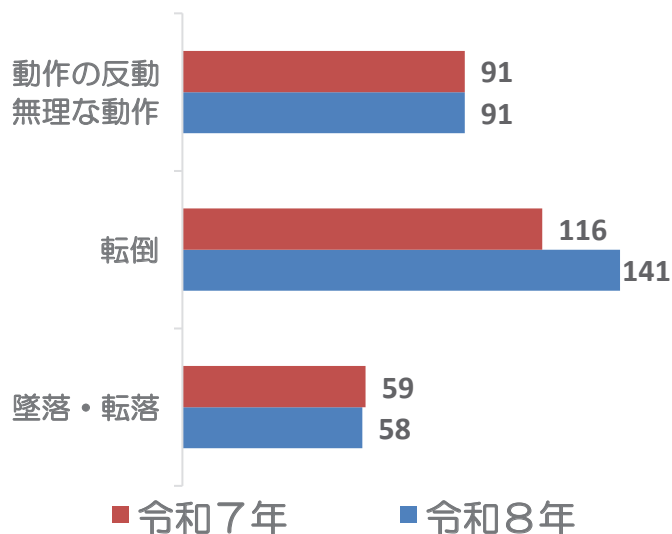
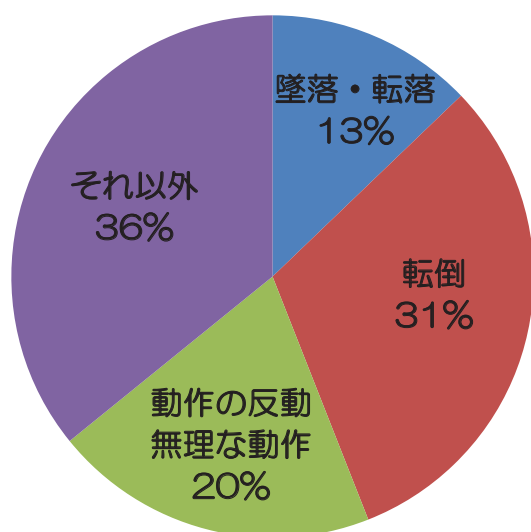
令和8年 立川労働基準監督署 労働災害発生状況（令和8年7月末日現在） （休業4日以上）

1 業種別



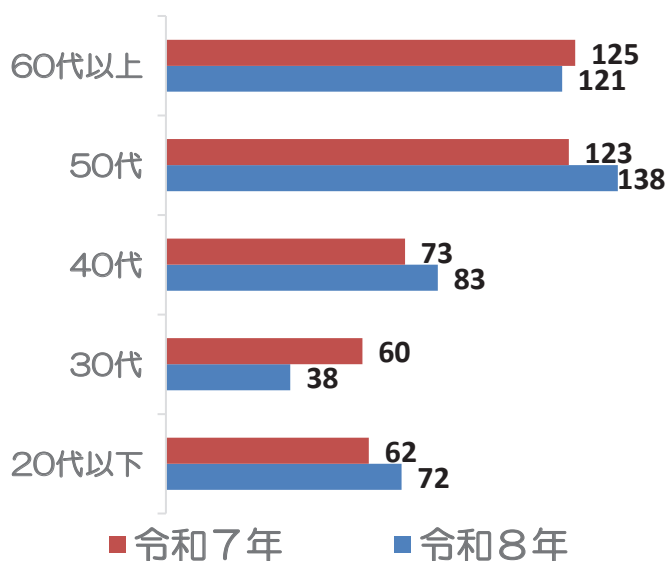
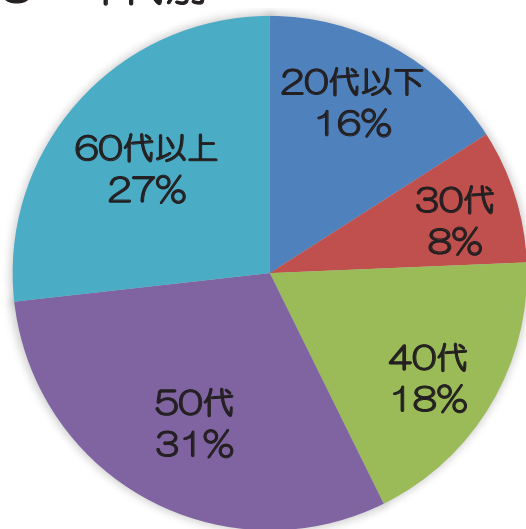
- ・労働災害発生件数は452件で、前年同期に比べ9件増加しています。
- ・死亡災害は発生していません。
- ・業種別では小売業が75件で最も多く発生しており、前年同期に比べ7件増加しています。
- ・陸上貨物運送事業が、前年同期に比べて大幅に増加しています。

2 事故の型別



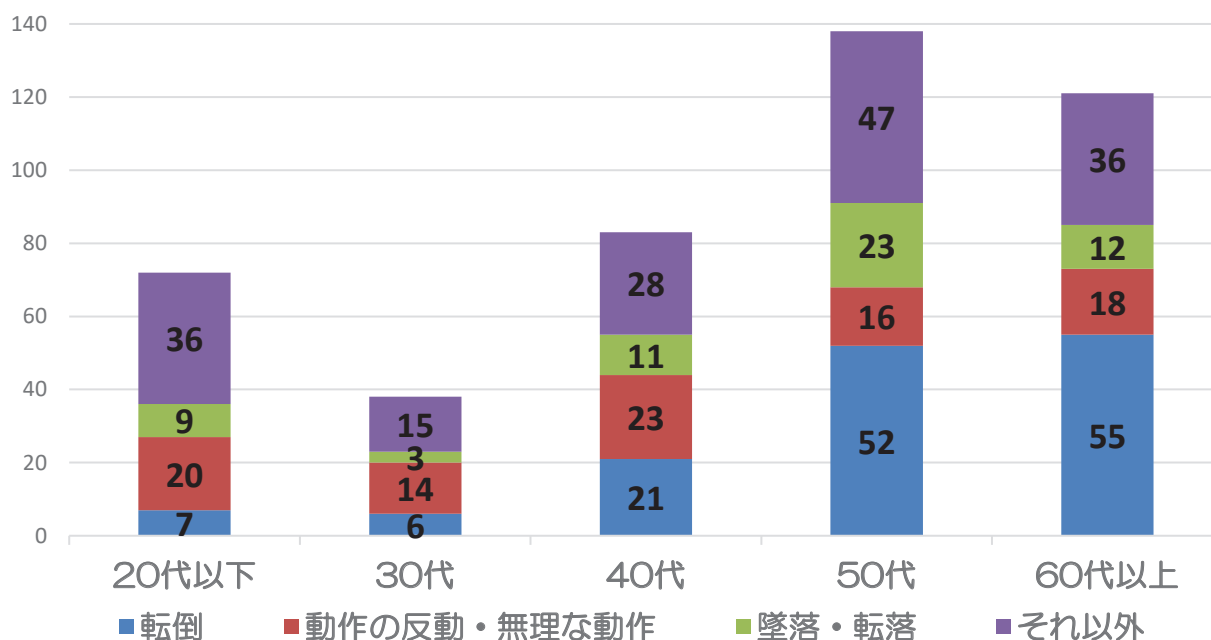
- ・転倒が141件で、断トツで多く発生しています。
- ・次いで動作の反動・無理な動作が91件となっています。
- ・行動災害（転倒と動作の反動・無理な動作）が全体の51%を占めています。
- ・転倒は、前年同期に比べ25件増加しています。

3 年代別



- ・ 50代と60代以上が120件以上で、他の年代より大幅に多くなっています。
- ・ 20代以下、40代、50代が、前年同期に比べ増加しています。

4 年代別・事故の型別



- ・ 転倒は、50代と60代以上で多く発生しています（全141件中107件）。
- ・ 60代以上は、行動災害が60%を占めています。

(令和8年4月時点版)

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。
※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

デジタル化・AI導入補助金 ものづくり補助金 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※本稿は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちら

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ

中小企業庁
ミラサポplus



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業主に、その費用の一部を助成する制度です。

〈補助上限〉30万円～600万円 (助成率)3/4～4/5
(助成対象経費の例) 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の効率化
経営コンサルティング:顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他:顧客管理情報のシステム化

申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター:0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

詳しくはこちら



キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所に「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑥までのいずれかを実施した事業主。

- ①正社員化コース
- ②障害者正社員化コース
- ③賃金規定等改定コース
- ④重傷規定等共通化コース
- ⑤賞与・退職金制度導入コース
- ⑥短時間労働者労働時間延長支援コース

〈支援内容〉※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

デジタル化・AI導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのAIを含むITツールの導入を支援します。

補助上限:最大450万円 補助率:1/2～4/5

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:
0570-666-376

詳しくはこちら



中小企業省力化投資補助金(一般型)

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

補助上限:最大1億円 ※従業員数による
補助率:1/2～2/3

問合せ先 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター: 0570-099-660

詳しくはこちら



ものづくり補助金

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

補助上限:最大4,000万円
補助率:1/2～2/3

問合せ先 ものづくり補助金事務局サポートセンター:050-3821-7013

詳しくはこちら



レッツゴー！ 骨髄ドナー登録



ドナーが見つかる確率は血のつながりがない場合、数百から数万分の1。
1人でも多くの患者さんを救うためには、1人でも多くのドナー登録が必要です。
ドナーを待つ患者さんにとっては、**あなたの登録が大きな希望になります！**

※イラストは日本骨髄バンクより

1.登録できる人は？

<年齢> 18歳以上 54歳以下で健康状態が良好な方
<体重> 男性 45 kg以上 女性 40 kg以上
* 骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している方

2.時間や費用は？

- ・時間は約 **20分**！（混雑具合によっては前後する可能性があります）
- ・費用はかかりません。

3.どんなことをするの？

腕の静脈から約 **2mL** の血液を採取し HLA 型（白血球の型）を調べます。

ドナー登録をするには



骨 ず い バ ン ク
JAPAN MARROW DONOR PROGRAM

「チャンス」（ドナー登録のしおり）を読んで登録します。
下記ホームページ内「ドナー登録をお考えの方へ」をご覧ください。

<https://www.jmdp.or.jp>

☎ 03-5280-1789

立川献血ルーム 立川献血ルーム「東京都赤十字血液センター」日本赤十字社

受付時間：9：30から17：00（12月31日、1月1日を除く）

電話番号：042-527-1140 住所：立川市柴崎町3-6-29アレアレア2・3階

* その他、都内の献血会場でもご登録いただけます。

お近くで気軽に登録できます



【この記事に関するお問い合わせ】多摩立川保健所 保健対策課 地域保健担当 TEL042-524-5171

食品事業の
皆様へ

令和8年度 多摩立川保健所主催

食品衛生実務講習会のお知らせ

受講無料
申込み不要

■ 受講方法 選べる **3** 通り 会場受講／オンライン受講

会場
受講

① 東大和会場

10/29(木)14時～16時
13時30分受付開始
東大和市民会館ハミングホール
小ホール
東大和市向原6丁目1

多摩立川保健所 公式キャラクター てびかる

会場
受講

② 立川会場

11/17(火)14時～16時
13時30分受付開始
たましんR I S U R Uホール
小ホール
立川市錦町3丁目3番20号

ひえりん

オンライン
受講

③ YouTube

R8/11/4～R9/1/20

期間中いつでも受講可能
※会場とオンラインで
内容が異なります。



あっちーと

【この記事に関するお問い合わせ】多摩立川保健所 生活環境安全課 食品衛生担当 TEL042-524-5171

「立協たより」広報部員による 丸ごと 1 ページ責任編集 ～ No. 62 ～

改正安衛法－作業場所管理事業者

1 改正安衛法で厚生労働省が行っている「個人事業者等の安全衛生確保支援事業」のお手伝いをしています。改正法の中でも、「作業場所管理事業者」は安衛法30条の4で新設されて、令和9年4月1日より施行されますが、罰則はあるもののどういう場合に義務が生じるのか分かりにくいといった声が聞かれています。そこで、今回は、作業場所管理事業者の作業間の連絡調整義務が発生する場合を見ていきたいと思います。

2 安衛法30条の4第1項

(作業場所管理事業者の講ずべき措置)

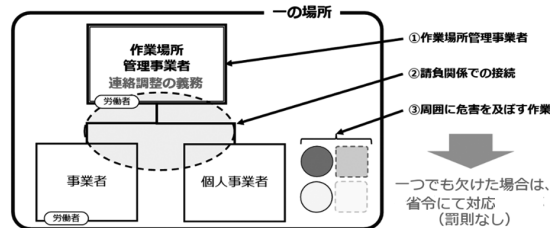
第30条の4 仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの(「作業場所管理事業者」という。)は、その管理する一の場所においてその労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及びその請負人(当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、**危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務に係る作業を行うときは**、当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

3 作業間の連絡調整義務が発生する3要件 (安衛法第30条の4)

3要件のどれかが欠けても第30条の4は適用されない⇒罰則の適用はされないとされていますので、それぞれ見ていきたいと思います。

混在作業による労働災害防止の新たな枠組のイメージ

- 法第30条の4は、一の場所において、「①作業場所管理事業者」の作業従事者と「②請負関係」にある事業者や個人事業者の作業従事者が作業を行う場合に、いずれかの作業が「③周囲に危害を及ぼす作業」に該当するときは、「**作業場所管理事業者**」が作業間の連絡調整の義務を負う。
- 「作業場所管理事業者」がいない場合など①～③の要件が一つでも欠けた場合は、**法第30条の4は適用されない。**(省令にて対応)



。出所：第183回安全衛生分科会資料1-4

【3要件の① 作業場所管理事業者】

作業の実施について、**統括的な立場**にあり、施設又は設備の使用の許可、入退場の管理、作業の順序や方法の調整その他**混在作業による危険を防止するための措置を実際に講じ得る立場**にあること(令和8年5月26日基発0526第1号)

【3要件の② 作業場所管理事業者と請負関係で接続されていること】

「一つの場所」で行われる作業に一定の制約を課することなど実効性を持ってこれを実施することができる**関係性が必要**であることから、作業場所管理事業者と「一つの場所」で作業を行う「事業を行う者」とが請負関係で接続されていることを要件とした(令和8年5月26日基発0526第1号)

【3要件の③ 周囲に危害を及ぼす作業であること 安衛則643条の10】

危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務

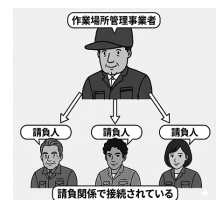
次の表に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務

就業制限に係る業務	特別教育を必要とする業務	作業主任者を選任すべき作業	作業を指揮する者を定める必要がある作業	貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務	定期に実施する検査、補修等の業務
安衛令20条各号	安衛則36条各号	安衛令6条各号	安衛則151条の4等	安衛則151条の2第7号	安衛則169条の2、171条等

* 貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出については、他の業務と異なり、法令に基づく資格や教育、管理者等の選任が必要な業務ではありませんが、死亡災害をはじめとする労働災害が多発している状況を踏まえ、対象業務に含めたものです。

4 まとめ

作業場所管理事業者については、施行後も色々疑義が出てきて、場合によってはQ Aや通達が発出されるかもしれません。施行後も当分は状況を注視して頂ければと思います。(広報委員 M.H.)



第77回全国労働衛生週間スローガン

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

報告「労務・衛生講習会（全国労働衛生週間実施要綱説明会）」

第77回全国労働衛生週間（10月1日～7日）に向け、9月9日（水）立川地方合同庁舎会議室において、立川労働基準監督署・（公社）東基連立川支部共催による標記講習会が開催されました。

講習会は、上西副支部長兼衛生部会長の「本日の講習で学んだことなど、この労働衛生週間の取り組みを通じて、健康に働くことができる職場となることを強くお祈りしております。」との開会の言葉で始まりました。続いて大野立川労働基準監督署長からは「9月は『職場の健康診断実施強化月間』でもあります。健康診断を実施することはもとより、有所見者に対する医師からの意見聴取、必要に応じて事後措置を講ずることまでしっかり取り組んでください。」と話され、地域産業保健センターの活用についてもご説明いただきました。

星野安全衛生課長は、「全国労働衛生週間実施要綱」のうち重点事項として、①労働者の健康の保持増進を図るための取組、②女性の健康課題への取組、③治療と就業の両立支援対策について解説されました。また、令和10年4月1日から50人未満の事業場も義務になる「ストレスチェック」についてご説明いただきました。大谷第二方面主任監督官は、「監督署からのお知らせ」として、義務化されるストレスチェック制度に取り組む意義と地域産業保健センター（地さんぽ）の活用などについて説明されました。東京都多摩立川保健所の竹内市町村連携課担当からは「感染症対応力向上プロジェクト」について説明がありました。

特別講演は、東京産業保健総合支援センターのメンタルヘルス・両立支援促進員の森井梢江先生による「ストレスチェック制度について」がテーマでした。制度の目的に始まり、実施に係る流れ、制度に関わる人材の役割、委託先の選定、個人の評価、高ストレス者の判定、医師の面談指導、集団分析、ストレス判定図の見方、メンタルヘルスケアの具体的な進め方まで丁寧に説明いただきました。既に取り組まれている事業所の方々も再確認、理解を深めることができました。

ご参加された皆様ありがとうございました。（参加者62名うち会員35名、申込名簿は労基署に提出済）

◎令和8年度 安全衛生クイズ結果

7月に実施しました安全衛生クイズに、多数のご応募をいただきありがとうございました。正解者の中から厳正に抽選し、当選された311人の方々に景品を贈呈いたしました。また、多数の景品（ラッキー賞）を提供いただきました会員各社に対し、この誌面をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

応募数 **7,055通**
(内 WEB応募 928通)
正解数 **6,553通**
正解率 **92.8 %**

◎令和9年 新春賀詞交歓会のお知らせ

新春1月19日（火）に「吉祥寺 東急REIホテル（武蔵野市）」で多摩4支部（八王子・立川・青梅・三鷹）合同の新春賀詞交歓会を予定しています。詳細は後日改めてお知らせいたしますが、是非多くの皆様のご参加をお待ちしております。

編 集 後 記

今年の夏を振り返ると、東京では猛暑に加え、突然の豪雨や雷雨が繰り返されるなど、不安定な天候に翻弄される日々が続きました。また、国内各地では地震や大雨による災害も発生し、多くの方々が不安な時間を過ごされたことと思います。改めて、平穏な日常の尊さを感じる夏となりました。そうした中で、多くの一人々に勇気を与えてくれた出来事の一つが、甲子園での有明高校の活躍でした。初出場ながら粘り強い戦いで勝ち進み、そのひたむきなプレーは多くの人の心を動かししました。困難な状況の中でも前を向き、仲間を信じて最後まで力を尽くす姿は、私たちに希望や元気を届けてくれたように思います。

季節はこれから秋へと移ります。今年の秋は、災害のない穏やかな日々が続く、誰もが安心して過ごせる季節であってほしいと願います。

（編集部員 Y.N.）

人材の定着に
つながります!

中退共
CHU-TAI-KYO
中小企業退職金共済事業本部

- ◎ 国の退職金制度
- ◎ 掛金は全額非課税
- ◎ 外部積立型で管理が簡単
- ◎ パートタイマーの加入もOK
- ◎ 掛金の一部を国が助成
- ◎ 手数料はかかりません

詳しくはホームページをご覧ください。

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

